

# 第62回

## 滋賀県国土利用計画審議会

### 議 事 録

平成27年（2015年）2月5日（木）

午後2時～4時

滋賀県庁新館7階大会議室

## 第62回滋賀県国土利用計画審議会議事録

### 1. 日 時

平成27年(2015年)2月5日(木) 午後2時～4時

### 2. 場 所

滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県庁新館7階大会議室

### 3. 出席委員(五十音順、敬称略)

浅見佳世	兵庫県立大学自然・環境科学研究所客員 准教授	自然
宇野一雄	滋賀県町村会理事	地方行政
岡井有佳	立命館大学理工学部准教授	都市問題
恩地典雄	京都精華大学人文学部教授	交通問題
崎山美智子	(公社)滋賀県手をつなぐ育成会理事長	社会福祉
関絵里香	立命館大学経済学部教授	経 済
田中勝	不動産鑑定士	土地問題
谷畑英吾	滋賀県市長会相談役	地方行政
西村恵美子	J Aしが女性協議会副会長	農 業
丹羽崇	公募委員	公 募
深町加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授	林 業
安田智枝美	滋賀県商工会女性部連合会副会長	商 工 業

出席委員数 12名

### 4. 会議次第

(1) 開 会

(2) あいさつ

(3) 議 事

①滋賀県国土利用計画(第四次)の総点検結果について

②国土利用計画(全国計画)の改定と滋賀県国土利用計画(第四次)の見直しについて

③滋賀県土地利用基本計画の変更(案)について

(4) 報 告

林地開発許可等の状況について

(5) 閉 会

(1) 開会

(2) あいさつ (総合政策部長)

(3) 議事

①滋賀県国土利用計画(第四次)の総点検結果について

②国土利用計画(全国計画)の改定と滋賀県国土利用計画(第四次)の見直しについて

(恩地議長)

それでは、議事に入ります。今日は議事・議案も盛りだくさんですし、資料もたくさんございますけれども、できるだけ時間どおりにうまく進行していきたいと思っております。また一方で活発なご議論もぜひできればと思っておりますのでよろしくお願い致します。

本日の議事ですが、次第には三つございます。議事の①と②につきましては内容的に関連しているということで、二つまとめて事務局から説明をいただきたいと思っております。それでは、よろしくお願い致します。

事務局説明

<滋賀県国土利用計画（第四次）の総点検結果について及び国土利用計画（全国計画）の改定と滋賀県国土利用計画（第四次）の見直しについて>

(恩地議長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました、議事①「滋賀県国土利用計画（第四次）の総点検結果について」と、議事②「国土利用計画（全国計画）の改定と滋賀県国土利用計画（第四次）の見直しについて」につきまして、どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見等があればお願いします。

(谷畑委員)

基本的な事の確認ですが、まず県の施策の内容の可否には踏み込まないということよろしいですね。それともう一つは、この総点検結果に基づいて見直しを行うかどうかを判断するというを最初に部長がおっしゃっていましたが、その一方で国の計画が変わってくるため見直しを行うということで、それは一体となって見直しをするという方向性が確定しているということかどうかがいいのかなど。議論をしていく先をきちんと確認しておきたいと思っておりますので、その二つだけ最初に確認しておきたいと思っております。

(恩地議長)

事業については淡々と見ていくということですね。

(事務局)

現在の滋賀県国土利用計画の最後に「指標の活用と進行管理」という項目があり、そこでいわゆる中間で必要に応じて見直しをするということに触れていますが、そこでは県土利用の動向、課題、各種措置の状況等の把握に努めるとともに、施策については状況の把握に努めるといったことですので。そして、県土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、必要に応じて見直しをするということになっておりますので、特に見直しをするにあたっては、社会経済情勢の変化を大きく捉えていただけたらと思っております。

また、どのぐらいの社会経済情勢の変化があったかを点検するという事で、策定した時の指標に前回の審議会でもいただいた意見に基づく指標も新たに付け加えたうえで点検を行い、結果全体をまとめたものが資料1-2になります。

基本的条件の変化の項目として「ア」から「キ」までの7つがありますが、その中で社会経済情勢の変化の大きなものとして捉えるべきものは再生可能エネルギー、とりわけ太陽光発電施設が増えてきているという動向です。これは押さえるべきだろうということともうひとつは、土砂災害や地震あるいは原子力災害といった危機事案に対して県民の皆さまの不安が高まっているであろうということです。その辺りについては、5年前と比べて、新たな社会経済情勢の変化として捉えるべきであると至りました。

本来ですと、これらの状況を踏まえて県の計画の見直しの是非についてご審議いただくことを今回は予定していましたが、これとは別に国の方の動きとして、国土形成計画あるいは国土利用計画の見直し作業が昨年の秋からスタートされまして、その作業も一定順調に進んでいると思いますが、この1月には中間の整理という形で公表され、夏には改定されるような動きになってきました。そうなることで、県の計画も国の全国計画を基本として策定している以上、やはり改定作業に入らざるを得ない状況になってくるものと思っています。その辺りについて、それでいいのかどうかということについて委員の皆さんからご意見をいただければと思っています。

(恩地議長)

よろしいですか。国の方の動きもあるので、それと合わせて改定作業をしていく方向ということですね。

(関委員)

今ご報告いただいた総点検の結果は、国の国土利用計画がはっきりとした時期に合わせてどうの変更をするかということを考えるべきで、今は総点検結果について妥当かどうかということを議論して、これをどうしたらいいかということは、国の計画がはっきりした段階で、今年の夏以降の課題とした方がいいということですか。

(事務局)

夏以降、計画自体を見直すことになりましたが、今回の点検の結果については見直し作業の中で生かせるものと思っています。計画を見直すにあたっては、現状を確認する必要があるんで、そういう意味で今回の総点検は、そこに繋がっていくものと考えています。

(谷畑委員)

ということは、今日は総点検の結果について議論をすればいいということでしょうか。将来に向けての議論ではなくて、総点検の結果がこういう形に事務局でまとめていただきましたけれども、この内容が妥当かどうかということの議論をすればよいということですか。

(恩地議長)

そうですね。どう計画を変えていったらいいかとかいう議論は後からということですか。

(事務局)

点検結果についてご意見をいただいておりますと、次の改定の中でそれも生かしていただけるものと思います。

(谷畑委員)

一番大きな変化の一つとしては、国の方向性が変わってきているというところがあると思います。当然、国土形成の方向性も変わってきますし、計画の方向性も大きく変わってきて、地方創生であるとか、コンパクトシティをつくりながらネットワークで繋いでいくとか、今までと違う方向性が出てきています。そういったところと県計画との対比ということを今日は考えなくてもいいということですか。

(恩地議長)

今日は議論しなくてもいいということですね。この秋以降にすればいいということですね。

(事務局)

今、谷畑委員からおっしゃっていただいたのは、参考資料2でお配りしています「新たな国土形成計画（全国計画）の中間整理概要」というところがありまして、その中で国が今の時点で方向性として考えていることが見えます。

国土の基本構想の第1節として対流促進型国土の形成ということで、ヒト、モノ、カネ、情報等の対流という考え方が示されております。第2節では重層的かつ強靱なコンパクト+ネットワークという考え方が示されております。第3節では東京一極集中の是正ということで東京圏等の位置付け。第4節で地域別整備の方向という形で、今の段階で国がどういう方向で解決していこうかという方向性が窺われるところと思っています。いずれにしても、少し新しい言葉もありますから新しい概念が入ってくるかと思っています。そういう点から見ても、県の計画というのは見直しをせざるを得ないと感じています。

(恩地議長)

この参考資料2にあるような、小さな拠点とかコンパクトシティ的な観点から現状を点検するようなことをして次の計画を改定するというような話は、この秋以降にやるので今回はやらない。ですから、今回はあくまでもこれまで挙げてきたような項目についての点検結果を審議するということですね。

(谷畑委員)

点検結果の内容についてですね。

(恩地議長)

はい。内容についてお願いします。

(谷畑委員)

まず資料1-3ですが、都市化の進展から始まっていて、資料1-2でまとめていただいている内容は、概ね計画の見込みどおりということで、計画の評価ですからこれはこれで良いと思いますが、資料1-4でも、おそらくこれは県の南部の地域からの指摘だとは

と思いますが、やはり災害時での道路の寸断ということは、おそらくかなり深刻なところもあるだろうと思います。

この道路については、その後の「オ」との絡みもありますが、まだまだその点で、災害時の避難路の設定を十分にできるのかどうかとか、その辺のところの評価が概ね計画どおりだったのかどうかというところが、答えてきていないのではないかという感じがすると思っています。

その一方で、一つだけ政策的な話に触れさせていただくと、その後での、地方分権の進展と新たな自治の担い手という「カ」がありますけども、その「カ」が出てきて、基礎自治体の規模が大きくなってきた段階で、道路の扱いについて、通常、県道は市町村間をつなぐような幹線道路を担っていただくのが主だと思いますけど、大きな町になったときに、一つの自治体内で完結する県道がたくさんあるのではないかなと。その辺の棲み分けというところが、おそらく都市化、都市における交通ネットワーク、アクセス、そういったところの整備、計画との連携が取れているのかどうかというところに繋がってくるのではないかと思います。これは、もしかしたら前回にお出ししておくべき課題ではなかったかなと思いますが、ちょっと気が付きましたので指摘をさせていただきます。

2点目が、3ページ目の産業構造の変化ですが、工場立地の動向において、「立地件数と面積は増加しているが、これらは大規模太陽光発電所などの電気事業の立地が増えたことによるものであり、電気業以外の立地は減少している」となっています。

ずっと立地が増えているというアナウンスがマスコミ等からありましたので、これは結構なことかなと思っていましたが、これを読みまして、メガソーラー的なものが増えていくということになりますと、前回にご指摘致しましたように、農用地をつぶしてメガソーラー的なものがたくさんできているという、そういった恐れもあるのではないかなと。そういったことがありまして、これがもろ手を挙げて、計画通りに動いていると取れるのかどうかという点について、ご指摘をさせていただきたいなと思います。

そうして、農地等の関係におきましては、1月30日に閣議決定がありまして、農地転用の権限を大胆に都道府県知事、または市町村にも移していくという方向性が出ました。また保安林の解除等につきましても、地方分権の方向性が出ていますので、これは次の計画改定のときにも十分に考慮いただけたらと思っています。

あともう1点ですが、深刻化する環境問題。5ページの現状のところ、ちょっと細かい字でたくさん書いてありますが、第4パラグラフの「エネルギーをめぐる社会情勢」の中の2行目で、「エネルギー供給体制に関して、電力需給ひっ迫の懸念や、化石燃料への依存度の高まりが課題となっていく中」と書いてありますが、今はかなり国民の中で省エネ志向が定着しつつあって、電力需給ひっ迫の懸念はだいぶ薄らいできているのではないかなという思いがあります。それとともに、「安全を第一に、エネルギーの安定的な確保とともに」と書いていますが、おそらくこれは原子力発電所の再稼働のことが触れられているのかなと思いますが、このあたりは県の方針との兼ね合いで、こういった書き方でよいの

かどうかということについてもちょっと気に掛かりました。

ちょっと気になったところだけ、4点ほど申し上げました。回答が要るかどうかは別に構いませんけれども、とりあえず気になったところだけ指摘をさせていただきました。

(恩地議長)

概ね計画に沿って進んでいるとは言い切れないような要素が多いのではないかとということですね。

(事務局)

ソーラーのことについて少し説明します。参考資料1の25ページに固定買い取り制度が始まった24年7月から最近までの導入容量があります。実際に発電されている量が挙がっていき、すごい勢いで増えているということが分かると思います。

この表では下にある薄い部分については発電量が10kwよりも小さいものということで、これは民家の屋根の上に載っているという規模のものです。これについてはあまり大きく伸びていませんが、これに対して野立ての発電量が10kw以上の屋外にできるソーラーがすごい勢いで増えているということがわかります。

次のページでは、県で把握しているメガソーラーが市町単位で立地している状況を示しています。更に25ページの2を見ますと、先ほど心配されていました「農用地をつぶしてメガソーラーへの転用が増えている」という話について、少し古くなりますが25年度のデータでは、合計の面積が1ヘクタールという状況ですので、心配されているよりはかなり少ない数字であると思います。

それから、もう一つ、エネルギーひっ迫の懸念と電力需給の話がありましたが、ここの項目につきましては、現在策定している県の基本構想と整合させており、エネルギーひっ迫の懸念は薄いできてきているという意見があったことは伝えたいと思います。

(恩地議長)

太陽光発電に関しては、あまり信用できる統計がなかなかなかったところを、頑張ってデータを集めていただきましたが、思ったほど大きくはないということですね。

(関委員)

太陽光発電について付け加えていただきたいと思うのは、再生可能エネルギーの需要が高まっていくだろうということはおそらく確かだと思いますが、再生可能エネルギーの場合には、例えば太陽光だけに頼らないということが常識であって、太陽光というのは天気によって左右されますから、今のところ需給のバランスは、ほかの電力資源で賄っているけれども、もし再生エネルギーへの依存度を高めていこうというような将来像があった場合には、おそらく太陽光だけの資源に任せてはいけないと思います。

今のところ、そういったFeed-in Tariffといった固定価格買い取り制度に支えられて、それが意味では起爆剤となって、太陽光エネルギーに投資が進んでいる訳ですが、おそらく再生可能エネルギーの将来を考えていくのであれば、一つのソースに頼らないことが求められると思います。滋賀県としては、太陽光だけではなくて、他の再生エネルギーの

資源の可能性もあるのではないかと考えていく必要もあるのではないかと思います。海外ですと風力発電とか、あるいは波を使うような、海であれば海の波浪を使うとか、滋賀県の場合は琵琶湖があるから、琵琶湖がその資源になるのかもしれないし、地熱発電とか、あるいは廃棄物、バイオエネルギーを使った、今は廃棄されている資源を再利用するとか、そういういろいろな再生可能エネルギーの可能性を探る必要があるのではないかと思います。

将来、おそらく電力市場も自由化されていくでしょうから、そうした場合、電力市場が自由化された時は、なおさら電力産業の競争が激しくなる訳で、そういうときに滋賀県としては土地利用との関係で、いろいろな再生可能エネルギーの可能性を探っていくということも、将来は必要になっていくのではないかと考えました。

(恩地議長)

今後の改定時ではそういったものが必要であるということもありますが、今回は総点検、ここまでの5年間ということで、そういうことに関して、大きな影響はなかったということですね。

(深町委員)

今のことと関連して、5ページに「自然のシステムにかなった持続可能な県土の利用」とありますが、具体的にどういうことを、自然のシステムにかなったというように捉えているのかそこを質問します。

(事務局)

現計画の国土利用計画の中に、基本理念として、地域の自然的、社会的、経済的、および文化的条件を配慮して、その上で県との持続可能な均衡ある発展とありますので、その辺りをにらんで、「自然のシステムにかなった」という表現をしています。

(深町委員)

具体的に、どのようなものがあるのでしょうか。生活レベルとか産業で、どういうふうな、具体的な中身というのは、どういうことを想定しているのでしょうか。

(事務局)

いわゆる環境保全に配慮したような形で、それを配慮することによって、今の時代だけではなく、将来的にもという持続可能な社会をということをイメージしています。

(深町委員)

イメージや理念は分かりますが、これが具体的な、例えばエネルギーや資源をどう使うかということが、あまり漠然としていると実際の政策につながっていかないのではないかと思います。例えばこの話があるのに、太陽光の話は現状のことだけが中心に書いてあると、本来、滋賀県でいろんな歴史を遡って、地域の自然をどう使ってきたかというのを見ると、身近にある森林資源だとか、湖からのものだとか、水力をどうするとか、自然のシステムを上手に使った資源利用がいろいろありました。時代が変わって多様にはなっていますけれども、やはりこういう言葉で言うからには、もともと滋賀県が持っている



ろんな自然資源とか環境をいかに生かしていくかという具体像を持って進まない、実際の施策をめぐっての実現には行かないのではないかと思います。

ちょっとその辺が、せっかくいい考え方をしているので、現状と合わせてみた時、将来に向けて、個別の施策とか見ても、森林のバイオマス利用とか多少書いてあるんですけど、ほとんど進んでいないような感じになっています。

かつてはいろんな形で、今使えとは言いませんが、水車を使うだとか、いろんな形で使っていたものを、もうちょっと丁寧に見直して、将来に向けて何が大事かというのを、地域々々に合った形で考えて、それに対して現状はどうかというところをもう少し書き込んでいただけるといいんじゃないかなと思います。

(事務局)

ここで書かれている自然のシステムというのは、必ずしも太陽光発電だけではありませんが、こちらの指標を持ってくるところで、太陽光発電という方にかかなり限定した書きぶりになっています。そのあたりは、次の改定時にいただいたご意見などを踏まえながら策定していきたいと思ひますし、またその時にもご意見として頂戴できたらと思ひます。

(恩地議長)

ある程度、「目標を達成するための各種措置の状況」の資料の7ページとか8ページとか、このあたりに自然のシステムにかなったというような具体的なものが入るといいという気がします。

(事務局)

自然のシステム、いわゆる自然の摂理といった考え方の基にここは記載させていただいています。

(恩地議長)

例えば高島でも古式水道みたいなものもあります。自然のシステムを使った、エネルギーに頼らない水道システムが滋賀県にもあるわけです。そういったものをうまく活用するというイメージですね。そういったものは、こういった点検をするときの中に書いたりすれば、「なるほど」と考えつくものと思ひますが、なかなか難しい話し合いでありました。

(岡井委員)

資料の1-3の1ページのところですが、「ア、都市化の進展」のところ、指標としてD I Dを出していただいています、D I Dの面積を出すだけではなくて、D I D自身の密度がどう変化しているのかという数値などもあれば教えていただきたい。おそらく日本のほとんどの都市で同様かと思ひますが、D I D面積が拡大するとともに、D I Dの密度もかなり低くなってきていて、今後、国としては、都市機能の集積、コンパクトシティみたいなことを目指している。結局、市街地が拡大しているという現状があると思ひますので、そういったことも踏まえながら次の計画に反映していただければいいと思ひます。

(恩地議長)

インナーシティ問題は、そういった問題で、密度が低くなってしまっているかもしれ

ないということですね。どうしても次の改定をにらんだ話になってしまいますが、この中間点検としての評価としてはいかがでしょうか。

(宇野委員)

2ページの「人口減少社会の到来」の中の計画策定時における基本的条件のところ、「当面は世帯数が増加し、新たな住宅地等の需要等も見込まれる」となっていますが、本当にそうかどうかは分かりません。22年か23年の年末に「農振法」の改定がありまして、郡部、あるいは湖北・湖東の方においては、ほとんど農地の改変はできないと。要するに農地変更とか、農地の改変ができないという状況の中で、新たな住宅地等の需要等も見込まれるというのは、どこからどのようなベースで出てきたのか。

私は愛荘町ですが、愛荘町はそれまでかなりの住宅メーカーが土地を押しえたということで、ここ10年は人口増加町になっている訳です。かなり住宅開発されていますが、周辺市町に行くと、もうほとんど住宅地なんて開発余地がないという状況になっていると思います。この「当面は世帯数が増加し、新たな住宅地等の需要等も見込まれる」という根拠が分かれば教えてください。今は非常に厳しい利用の情勢になっていると思います。

(事務局)

現在の計画をつくったときの状況ですが、その時には人口や世帯数が将来的には減少してくるということを見込んで、いわゆる住宅地については基本的に抑制するような方向で考えていまして、県の平均の世帯数の人員予測と将来人口から将来の世帯数を予測して数値を算定したという状況です。その辺りも次の改定の時には、どういうふうに出してくるのかは大きな検討課題かと思えます。

(宇野委員)

はい。

(恩地議長)

まだご意見等あるかもしれませんが、ある程度のご意見、ご質問が出たのではないのかと思いますので、いったんこの辺で質疑応答を終わらせていただければと思います。

今回の総点検のまとめとしては、概ね計画に沿って進んでいるというまとめになりますが、基本的条件の変化は少し違ってきている部分もあったかと思えます。そういったものも少し踏まえてご検討いただければと思います。

議事①と②については、滋賀県国土利用計画における次期の改定は、今回の点検結果を踏まえて、先ほど説明がありましたように、今年の夏ごろに改定される予定の全国計画を基本として速やかに着手するというございます。今日もいろいろな改定に向けた意見をたくさん頂戴しましたけれども、委員の皆さまも県計画の改定にあたってはお力添えをお願いするということになろうかと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、議事の③のに移ります。審議していただく案件でございすけれども、平成26年1月28日付けで、滋賀県知事から当審議会に「滋賀県土地利用基本計画の変更(案)」について諮問がなされておりまして、これについて原案について事務局から説明をお願ひ

します。

事務局説明 <滋賀県土地利用基本計画の変更（案）について>

（恩地議長）

ただいまの説明にありました変更（案）につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（岡井委員）

今の6件のうち、森林地域の5件に関しましては、森林開発許可がもう既に下りていて、現況からいけばもう森林地域でないということから、基本的には、この審議会の中で議論すべきことはほとんどないと思います。

1点目の方ですが、資料3-2の3ページのところに図面を載せていただいていますけれども、この丸だと、どこが縮小されるのかが分からないのですが、もう少し詳細な地図または図面というのはないでしょうか。

（事務局）

資料3-1の6ページをご覧くださいと思います。

（岡井委員）

琵琶湖に隣接するところで、既に調整区域が市街化区域に編入されていて、それに隣接するところと書かれているかと思いますが、そこはもともと都市計画区域のみで、農業地域ではなかったところでしょうか。今回の編入は、農業地域と重複している部分という理解でよろしいでしょうか。

（事務局）

資料3-1の6ページを見ていただきますと、琵琶湖がありまして、その次に長浜バイオ大学がありまして、次に田村駅があります。ちょうどこの辺りが市街化区域ということになっていて、これが少し前に市街化区域になっています。

（岡井委員）

資料3-2の2ページにある24年3月に編入された場所というのは、この田村駅を周辺とする市街化区域のところ調整区域から編入されたということですね。

（事務局）

はい。

（岡井委員）

そのときには、ここは農業地域ではなかったのでしょうか。

（事務局）

その時には大学やドームもありましたし、駅前も整備されています。

（岡井委員）

24年3月の時点においてですか。

（事務局）

はい。農業地域ではなかったと思っています。今回の変更案は、この黄色い部分になり、

もともこの田村という集落の人家が張り付いているところでありまして、それが大半と  
いうことです。

(岡井委員)

実は昨日、長浜の都計審がありまして、ちょうどここが議論になりました。ありがとう  
ございます。

(事務局)

写真について説明します。

<事務局説明>

(岡井委員)

農用地が若干ありますね。

(事務局)

はい。

(岡井委員)

そこがもう解除されるということですね。

(事務局)

解除される見込みということですか。

(岡井委員)

分かりました。

(恩地議長)

よろしいですか。他にございませんでしょうか。他にご意見がないようでしたら、この  
あたりで審議の終了ということによろしいでしょうか。

それでは、お諮りをします。「滋賀県土地利用基本計画の変更(案)」につきましては、  
適当と認める旨を答申するということによろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(恩地議長)

ありがとうございます。それでは「滋賀県土地利用基本計画の変更(案)」についての諮  
問に対しましては、原案を適当と認める旨を知事に答申致したいと思っております。なお答申の  
草案につきましては、僭越でございますけれども、私に一任いただければと思っております。

(4) 報告

(恩地議長)

次の議題ですが報告案件です。「林地開発許可等の状況について」を事務局からご説明、  
ご報告をお願いしたいと思います。

事務局説明 <林地開発許可等の状況について>

(恩地議長)

ありがとうございました。

ただいま事務局からご報告がありました件につきまして、質問がありましたらお願いします。

(深町委員)

許可が下りた段階で、この林地開発は例えば洪水や災害の危険は起こり得るということはないということももちろん検討されているとは思いますがそれで正しいのでしょうか。

(事務局)

林地開発許可の段階で災害の危険を想定しており、また滋賀県流域治水の推進に関する条例の趣旨を踏まえて、林地開発許可においても大きな調整池をつくっておりますのでそのような心配はないかと思えます。

(恩地議長)

調整池の設置といったものもその段階で行われる。

(事務局)

開発許可の段階で行われます。

(浅見委員)

4番の案件は結構面積が広いような印象を受けますが、例えばこれなんかは環境影響評価との関連性というのはどうなっているのでしょうか。

(事務局)

面積的に20ヘクタールを超えていますので、環境アセスメントは終わっております。

(浅見委員)

では、それを受けていらっしゃるということですね。

(事務局)

はい。

(浅見委員)

分かりました。

(丹羽委員)

3番の産業廃棄物安定型最終処分場と書いてありますが、ちょっと具体的なことは分かりません。何か目的だけを見ると結構危ないとか、いわゆる迷惑施設というイメージがありますが、これは例えば住民の方、周りに住んでいる方の意見を聞いた上で、総合的に判断して許可というのは出ているんですか。

(事務局)

県南部にある最終処分場の有害物の除去に伴うもので、地域の皆様に県の方からも何度も説明を行って、了解を得て、県が代わりにこれを行っているということでもあります。

(丹羽委員)

はい。分かりました。

(恩地議長)

他にありませんでしょうか。

(崎山委員)

4番目の竜王の案件ですけれども、竜王インターを下りて確かに交通の便からすれば、工業団地にするということは利便性があると思います。竜王のインターを下りたところに大きな商業地があります。ただでさえ高速道路の渋滞が今でも懸念している所です。この工業団地での交通量増加というのも調べていただいているのでしょうか。

(事務局)

そのあたりは地元の町が大変苦勞していきまして、工業団地ということであれば道をかち合う時間が違いますので、大丈夫だというような判断をされていると思っております。

(崎山委員)

分かりました。

(恩地議長)

他によろしいでしょうか。なければ、以上をもちまして、本日予定していました議事は全て終了致しました。円滑な議事にご協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います、よろしくお願いします。

(5) 閉 会

(終了)